

附 属 資 料

- 1 市長の諮問
- 2 審議会の答申
 - 1) 基本構想改定の答申
 - 2) 基本計画の答申
- 3 計画の策定機関
 - 1) 関係法規等
 - 2) 策定機関の構成
- 4 総合計画基本構想改定
基本計画策定経過

1 市長の諮問

富企第 292 号

昭和51年11月18日

富田林市総合計画審議会

会長 藤野良幸殿

富田林市長 内田次郎

富田林市総合計画基本構想の改定ならびに
基本計画の策定について（諮問）

標記の件について、貴審議会に対し、別紙理由
書を添えて諮問いたしますのでよろしくお願い申
し上げます。

本市の総合計画基本構想（基本構想）につきましては、
昭和47年3月貴審議会のご答申をいただいた後、同年6月
の市議会におきまして議決を賜わり、引き続き基本計画等
の策定作業を進めてまいりました。

その後、ご承知のように社会経済等諸情勢に急激な変化が
みられる中で市民のニーズが多様化し、また本市将来の推
計人口につきましても、大幅に変動するおそれが生じてま
いりました。

本市将来のまちづくりにあたっては、将来人口を見定め、
市民のニーズの方向を把握し、各分野における諸計画との
総合的な整合をはかる中で情勢の変化に対応し、市民本位
の行政を推進していくことが必要となっています。

以上の点から基本構想の見なおしを行うことが必要と考
えられますので、ここに基本構想の改定ならびに基本計画
の策定について諮問申し上げます。

2 審議会の答申

1) 基本構想改定の答申

昭和53年2月15日

富田林市長 内田次郎 殿

富田林市総合計画審議会
会長 藤野良幸

富田林市総合計画基本構想の改定について(答申)

本審議会に諮問のあった富田林市総合計画基本構想の改定について慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して別添のとおり答申します。

記

1. 本基本構想に基づく基本計画及び実施計画については、その早期策定につとめること。
2. 総合計画の実効性を確保するため行政体制の整備と財源の確保につとめること。
3. 本基本構想が現実と遊離したものとならないようにするため常に社会経済等の情勢の変動に留意するとともに、さらに概ね5ヶ年経過後においては見直しの必要性について検討すること。

2) 基本計画の答申

昭和54年2月5日

富田林市長 内田次郎 殿

富田林市総合計画審議会
会長 藤野良幸

富田林市総合計画基本計画について(答申)

本審議会に諮問のあった富田林市総合計画基本計画について慎重に審議を重ねた結果、次の意見を付して別添のとおり答申します。

記

本基本計画の推進にあたっては、基本構想改定時の答申(昭和53年2月15日付)に付した意見を尊重すること。

3 計画の策定機関

1) 関係法規等

(1) 執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制 定 昭和38年7月30日条例第19号
最近改正 昭和50年3月19日条例第4号

(設置)

第2条 法律もしくはこれに基づく政令または別に定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関をおく。

(委任)

第3条 前条に規定する附属機関の組織、運営、その他附属機関について必要な事項は市長が別に定める。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 事 務
市 長	富田林市総合計画審議会	総合計画に関すること

(2) 富田林市総合計画審議会規則

(昭和43年7月17日)
規則第10号)

最近改正 昭和52年12月22日規則第26号

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和38年富田林市条例第19号)第2条の規定に基づき富田林市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、総合基本計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号にかかげる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 市議会議員 | 9人 |
| (2) 学識経験を有する者 | 4人 |
| (3) 市民 | 7人 |
| (4) 市の職員 | 2人 |

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 第3条第2項第1号、第3号、第4号にかかげる者に該当するものとして委嘱又は任命された委員が当該各号にかかげる職を失った場合には、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選による。

(参与及び幹事)

第8条 総合基本計画に関する事務に参画させるため、審議会に参与及び幹事若干名をおき、本市職員のうちから市長が任命する。

2 参与は、会長の命を受けてその所掌する事務を行ない、幹事は参与を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課で行なう。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

(3) 富田林市総合計画委員会規則

(昭和43年6月26日)
規則第7号)

最近改正 昭和51年5月27日規則第15号

(委員会の設置)

第1条 本市の総合基本計画策定の推進に当り、その実効を期するため富田林市総合計画委員会（以下「委員会」という。）をおく。

(所掌事務)

第2条 委員会は、本市の総合計画策定に関する事項を調査、計画、調整協議し、長期的展望のもとに総合基本計画を策定する。

(組織)

第3条 委員会は、助役、収入役、教育長、水道事業管理者および各部次長ならびに理事をもって組織し、市長が任命する。

2 前項の委員に事故あるときは、その職務上の代理者が委員の職務を行なうことができる。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とする。

2 前条第1項の委員がその職を失った場合においては、委員の職を失う。

(会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長をおく。

2 会長は助役とし、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は委員の互選により定め、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、委員会に専門的事項を分掌させるため専門部会をおくことができる。

2 専門部会は会長が指名する委員を部会長とし、関係行政部門に属する課長ならびに参事で組織する。

(専門委員)

第8条 総合計画策定に関する事務ならびに専門的事項の基本的計画の立案に参画させるため、学識経験者若干名をおくことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画課で行なう。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会について必要な事項は会長が定める。

2) 策定機関の構成

(1) 富田林市総合計画審議会委員 (昭和54年2月現在)

会長	藤野 良幸	都市調査会専務理事
副会長	杉本 宗勝	富田林市文化連盟会長
委員	辻野 三治	富田林市議会議員
〃	山本 平八郎	〃
〃	壺井 利男	〃
〃	恵島 浅治	〃
〃	中村 正二	〃
〃	中島 繁男	〃
〃	中町 正男	〃
〃	武田 喜雄	〃
〃	谷 和夫	大阪市下水道局建設部長
〃	磯村 隆文	大阪市立大学経済学部教授
〃	中井 実	近畿日本鉄道kk監査役
〃	鈴木 善雄	富田林市社会福祉協議会会長
〃	野浦 正次	富田林市農業委員会会長
〃	仲谷 健一	近鉄百貨店物流部長
〃	原田 元一	富田林商工会会長
〃	杉多 弘至	杉多製作所代表取締役
〃	山本 春子	富田林市立公民館運営審議会副委員長
〃	徳田 義継	富田林市助役
〃	吉田 克忠	〃

◎ 前委員 (昭和51年11月以降)

長畑 貴	富田林市議会議員
新谷 聡	〃
杉山 政雄	〃
清水 重治	〃
北井 克巳	〃
稲田 順子	〃
松森 道夫	〃
松岡 堆	〃
仲野 信義	富田林市農業委員会会長

※ 役職は選任当時による

◎ 専門部会委員 (昭和54年2月現在)

藤野 良幸、杉本 宗勝、山本 平八郎、壺井 利男、中島 繁男、
中町 正男、磯村 隆文、山本 春子、徳田 義継、吉田 克忠

(2) 富田林市総合計画委員会委員

(昭和54年2月現在)

会 長	徳 田 義 継	助 役
委 員	吉 田 克 忠	〃
〃	藤 井 清	収入役
〃	岩 井 好 一	教育長
〃	芝 利 雄	市長公室長
〃	吉 川 一	総務部長
〃	今 道 融	〃 次長
〃	高 谷 誠 三	民生部長
〃	浅 岡 稔	〃 次長
〃	平 岡 敏 雄	建設部長
〃	芝 本 功	〃 次長
〃	植 山 信 一	産業部長
〃	仲 谷 延 雄	〃 次長
〃	杉 山 安 昭	同和対策部長
〃	山 本 茂 夫	〃 次長
〃	早 田 久 治	教育委員会管理部長
〃	西 尾 典 次	〃 指導部長
〃	沖 田 誠 一	消防長
〃	中 野 金 蔵	水道局次長
〃	山 下 静 夫	議会事務局長

4 総合計画基本構想改定・基本計画策定経過

審議会……………総合計画審議会の略

計画委員会……………総合計画委員会の略

1) 昭和47年6月20日基本構想策定(議会の議決を得る)

2) 基本構想改定経過

昭和51年

- | | | |
|--------|------------|--|
| 5月7日 | 第1回計画委員会 | ●住民意向調査の方法等について協議 |
| 5月18日 | 第2回計画委員会 | ●住民意向調査の調査項目等について協議 |
| 5月23日 | 住民意向調査実施 | ●無作為抽出した3,000人の市民を対象に実施 |
| 6月7日 | | |
| 8月4日 | 市政を語る市民の集い | ●広く市民の意見を求めるべく各小学校区単位に延べ11回開催 |
| 8月26日 | | |
| 8月24日 | 子供議会 | ●将来を担う純真な子供達の考え方を聞くとともに、市政のしくみを理解してもらうため、小学生を対象に開催 |
| 10月22日 | 第3回計画委員会 | ●住民意向調査の結果報告及び将来人口について協議 |
| 11月18日 | 第1回審議会 | ●基本構想の改定ならびに基本計画の策定について市長より諮問、また住民意向調査結果を報告 |
| 11月29日 | 第1回審議会専門部会 | ●将来人口について審議 |
| 12月23日 | 第2回審議会 | ●将来人口について専門部会のとおり承認 |

昭和52年

- | | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 2月9日 | 第4回計画委員会 | ●審議会の経過報告及び基本計画の素案策定を依頼 |
| 2月10日 | 第2回審議会専門部会 | ●基本構想(総論)の改定案について審議 |
| 2月22日 | 第5回計画委員会 | ●基本構想(総論)の改定案について協議 |
| 2月24日 | 第3回審議会 | ●基本構想(総論)の改定案について審議 |
| 2月27日 | 第6回計画委員会 | ●主要課題について協議 |
| 6月17日 | 第7回計画委員会 | ●基本構想(各論)の改定案について協議 |
| 6月24日 | 第4回審議会 | ●基本構想(各論)改定の審議方法について討議 |
| 6月29日 | 第3回審議会専門部会 | ●基本構想(各論)改定の審議方法及びスケジュールについて討議 |
| 7月15日 | 市政を語る市民の集い | ●広く市民の意見を求めるべく延べ10回開催 |
| 7月29日 | | |

- 7月29日 第4回審議会専門部会 ●市民生活の向上について審議
- 8月17日 第5回審議会専門部会 ●市民生活の向上について審議
- 8月27日 第6回審議会専門部会 ●教育・文化の振興について審議
- 9月1日 広報への掲載 ●広報に総合計画策定状況を掲載して市民の提言を求める
- 10月1日 第7回審議会専門部会 ●教育・文化の振興及び産業の振興について審議
- 10月26日 子供議会 ●将来を担う純真な子供達の考え方を聞くとともに、市政のしくみを理解してもらうため、小学生を対象に開催
- 10月29日 第8回審議会専門部会 ●生活環境の整備及び都市基盤の整備について審議
- 11月17日 第9回審議会専門部会 ●生活環境の整備について審議
- 12月23日 第10回審議会専門部会 ●生活環境の整備及び行財政の整備について審議

昭和53年

- 1月7日 第11回審議会専門部会 ●生活環境の整備及び同和対策について審議
- 1月19日 第12回審議会専門部会 ●基本構想（各論）改定案の総括審議及び（総論）改定案の修正審議
- 1月23日 第5回審議会 ●専門部会における審議経過の説明及び基本構想（各論）改定案について審議
- 1月24日 第8回計画委員会 ●基本構想（各論）改定案について協議
- 1月25日 第6回審議会 ●基本構想（各論）改定案について事務局より説明
- 1月30日 第9回計画委員会 ●基本構想（各論）改定案について協議
- 2月4日 第7回審議会 ●基本構想（各論）改定案について審議
- 2月15日 第8回審議会 ●基本構想の改定について市長に答申

3) 昭和53年3月28日基本構想改定（議会の議決を得る）

4) 基本計画策定経過

昭和53年

- 5月4日 第1回計画委員会 ●基本計画、実施計画の策定方針を協議
- 7月13日 子供議会 ●将来を担う純真な子供達の考え方を聞くとともに、市政のしくみを理解してもらうため、中学生を対象に開催
- 9月27日 第2回計画委員会 ●財政計画案及び主要な投資的事業案について協議

- 10月13日 第1回審議会 ● 策定経過説明及び審議方針について討議
- 10月23日 第1回審議会専門部会 ● 財政計画案について審議
- 11月15日 第2回審議会専門部会 ● 市民生活の向上と教育文化の振興に係わる
主要な投資的事業案について審議
- 11月22日 第3回審議会専門部会 ● 生活環境の整備と産業の振興に係わる主要
な投資的事業案について審議
- 11月30日 第4回審議会専門部会 ● 都市基盤の整備と行財政の整備に係わる主
要な投資的事業案について審議
- 12月11日 第5回審議会専門部会 ● 第1回から第4回までの専門部会の総括
- 12月20日 第2回審議会 ● 専門部会における審議経過の説明、財政計
画案ならびに投資的事業案について総括審
議

昭和54年

- 1月16日 第3回計画委員会 ● 基本計画素案について協議
- 1月22日 第4回計画委員会 ● 基本計画素案について協議
- 1月24日 第6回審議会専門部会 ● 基本計画案について説明、審議
- 1月29日 第7回審議会専門部会 ● 基本計画案について総括審議
- 2月5日 第3回審議会 ● 専門部会における審議経過の説明、基本計
画案について総括審議、基本計画について
市長に答申

発行……………富田林市・昭和54年3月
編集……………富田林市総務部企画課
図書作成……………株式会社 賛建・ヨシダ企画